

令和6年度

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# SDGs活用経営推進 事業補助金 ご案内

2015年の国連によるSDGs(持続可能な開発目標)の提唱以来、ビジネスの世界においても、SDGsに対する関心が高まっており、BtoB、BtoCともに、SDGsへの対応は区内中小事業者にとっても、喫緊の課題となっています。

荒川区では、SDGsが掲げる17の目標達成に資する新製品・新技術開発にチャレンジする区内中小事業者に対し、必要な開発経費の一部を補助することで、イノベーションを通じた持続的な事業活動の実現を応援します！

## 補助制度の概要 申請期限：令和6年5月31日(金)まで【必着】

補助対象者	以下の全ての条件を満たす方(詳細は募集要項でご確認ください) 中小企業基本法に規定する中小企業者で区内に本社を有する事業会社又は複数の事業者によって構成され会則等を備えて自主的な団体活動を行い、かつ区内に本社を有する事業者が構成員の3分の2以上を占める団体 申告の完了した直近の事業年度の法人住民税又は前年度分の個人住民税を滞納していない事業者 大企業や反社会勢力等と関連しない事業者
補助対象経費	ビジネス的手法を以って社会的課題の解決を図ることを目的とする新製品・新技術の開発に要する経費(申請年度内の経費の支払完了が必要です) <b>対象経費の例</b> 材料購入費、工具等購入費・賃借料、外注加工費、技術指導料等 当該年度前に支払った費用及び当該年度後に支払う費用は対象になりません。 <b>対象期間</b> 令和6年4月1日～令和8年3月31日(最大2か年度) 期間内に開発に着手し、完了することが必要です。 単年度ごとの申請が必要です。 <b>【ご注意ください】</b> 振込手数料等の間接経費や人件費、設備投資に関連があると思われる経費(大型機械装置の購入等)等は補助対象になりません。
補助額	補助対象経費の3分の2【上限額250万円】(2か年度計画でも計250万円が上限) 申請内容に関する <b>面接審査</b> があります。審査会へお越しいただけない場合は不採択となりますので、ご注意ください。 他の公的機関等から当該新製品・新技術開発の補助を受ける場合、当該補助額を差し引いた後の額を、本事業での補助対象経費とします。 申請時点で既に開発が完了している場合は、本補助金の交付対象になりません。

ご利用条件詳細や申請書等については、以下の担当へお問い合わせください

(担当)

荒川区 産業経済部 経営支援課 経営支援係

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 本庁舎6階 電話：03-3802-3111(内線459) FAX：03-3803-2333